

別添

平成 20 年に実施される医療施設調査及び患者調査

承認申請書類

別添 1 - 1 医療施設調査の承認事項の一部変更について（承認申請）

別添 1 - 2 医療施設調査要綱（案）

別添 2 - 1 患者調査の承認事項の一部変更について（承認申請）

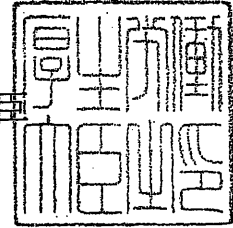
別添 2 - 2 患者調査要綱（案）

厚生労働省発統第1225003号

平成19年12月25日

総務大臣殿

厚生労働大臣



医療施設調査の承認事項の一部変更について（承認申請）

医療施設調査（指定統計第65号を作成するための調査）の承認事項を別紙のとおりとしたいので、統計法（昭和22年法律第18号）第7条第2項の規定に基づき承認申請します。

## 医療施設調査要綱（案）

## 第 1 目的、事項、範囲、期日及び方法

## 1 目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 事項

この調査は、医療施設静態調査（以下「静態調査」という。）及び医療施設動態調査（以下「動態調査」という。）の 2 種類とする。

（ 1 ） 静態調査は、別紙様式第 1 による調査票により次に掲げる事項について行う。

- ア 名称
- イ 所在地
- ウ 開設者
- エ 診療科目及び患者数
- オ 設備
- カ 従事者の数及びその勤務の状況
- キ 許可病床数
- ク 社会保険診療の状況
- ケ 救急病院・診療所の告示の有無
- コ 診療及び検査の実施の状況
- サ その他前各号に関連する事項

（ 2 ） 動態調査は、別紙様式第 2 による調査票により次に掲げる事項について行う。

## ア 開設にかかもの

- （ア） 名称
- （イ） 開設年月日
- （ウ） 所在地
- （エ） 開設者
- （オ） 診療科目
- （カ） 許可病床数
- （キ） 従事者数
- （ク） 社会保険診療の状況
- （ケ） その他前各号に関連する事項

## イ 変更にかかもの

- （ア） 名称
- （イ） 変更年月日
- （ウ） 診療科目
- （エ） 許可病床数
- （オ） その他前各号に関連する事項

ウ 開設・変更以外のものにかかるもの

- (ア) 名称
- (イ) 処分等の年月日
- (ウ) 処分等の種類
- (エ) その他前各号に関連する事項

3 範囲

この調査で「医療施設」とは、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。）をいう。ただし保健所については除外する。

- (1) 静態調査は、すべての医療施設について行う。
- (2) 動態調査は、医療施設について、開設・変更又は開設・変更以外のもののあったものについて行う。
- (3) この調査で「開設」とは、次に掲げる医療施設についてその区分に掲げるものをいう。

ア 病院

医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第4条の2第1項に基づき開設後の届出をしたもの

イ 診療所

- (ア) 医療法第8条に基づき開設の届出をしたもの
- (イ) 上記アにかかるもの

- (4) この調査で「変更」とは、次に掲げる医療施設について、その区分に掲げるものをいう。

ア 病院

- (ア) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第1条の14第1項第14号に掲げる事項について医療法第7条第2項に基づき変更の許可を受けたもの若しくは令第4条第1項に基づき変更の届出をしたもの又は施行規則第1条の14第1項第2号若しくは第4号に掲げる事項について令第4条第1項に基づき変更の届出をしたもの
- (イ) 医療法第4条第1項に基づく地域医療支援病院の承認を受けたもの又は同法第29条第3項に基づく地域医療支援病院の承認の取り消しを受けたもの
- (ウ) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条に基づき告示されたもの

イ 診療所

施行規則第1条の14第1項第14号に掲げる事項について医療法第7条第2項に基づき変更の許可を受けたもの若しくは令第4条第1項若しくは第3項に基づき変更の届出をしたもの、施行規則第1条の14第5項第3号に掲げる事項について同法第7条第3項に基づき設置若しくは変更の許可を受けたもの若しくは

令第4条第2項に基づき変更の届出をしたもの又は施行規則第1条の14第1項第2号に掲げる事項について令第4条第1項若しくは第3項に基づき変更の届出をしたもの

(5) この調査で「開設・変更以外のもの」とは、次に掲げる医療施設についてその区分に掲げるものをいう。

ア 病院

(ア) 医療法第8条の2第2項に基づき休止若しくは再開の届出をしたもの若しくは同法第9条第1項に基づき廃止の届出をしたもの又は同条第2項に基づき死亡若しくは失そうの届出をしたもの

(イ) 医療法第29条第1項第2号から第4号までに該当する場合において同項に基づく開設許可の取り消しを受けたもの

イ 診療所

上記アに同じ

4 期日

(1) 静態調査は、昭和50年を最初の調査年とし、以後3年目ごとの各年の厚生労働大臣の定める日現在によって行う。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時的静態調査を行うことができる。

(2) 動態調査は、開設・変更又は開設・変更以外のもののあった都度行う。

5 方法

(1) 静態調査

ア 医療施設の管理者

医療施設の管理者は、調査日現在の事実について、調査票に所定の事項を記入し、保健所長に提出する。

イ 保健所長

保健所長は、医療施設に対して調査票の配布及び調査の趣旨の徹底を図り、医療施設の管理者から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。ただし、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長の所管区域内の医療施設に係る調査票の提出については、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長を経由して行うものとする。

ウ 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長

保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は保健所長から受理した調査票についてはその内容を審査整理し、都道府県知事に提出する。

エ 都道府県知事

都道府県知事は、保健所長及び保健所を設置する市の市長又は特別区の区長から提出された調査票を審査整理して厚生労働大臣に提出する。

(2) 動態調査

保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、その所管区域内の診療所について開設・変更又は開設・変更以外のもののあった都度調査票に所定の事項を記

入し、毎月1日から月末までの分をとりまとめ、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、その所管区域内の医療施設について開設・変更又は開設・変更以外のものがあった都度調査票に所定の事項を記入し、毎月1日から月末までの分をとりまとめ、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長から提出された調査票とともに翌月20日までに厚生労働大臣に提出する。

- (3) 上記(1)、(2)において調査票に代えて電磁的記録による提出も可能とする。なお(2)においては電子情報処理組織による提出も可能とする。

## 第2 集計事項及び集計方法

### 1 集計事項

医療施設調査結果表に掲げる事項とする。

### 2 集計方法

厚生労働省大臣官房統計情報部において、機械集計の方法によって行う。

## 第3 結果の公表の方法及び期日

1 静態調査の結果は、集計完了後すみやかに報告書として公表する。

2 動態調査の結果は、集計完了後すみやかに毎月分を公表するとともに静態調査の結果に動態調査の結果のうち必要と認める結果を順次加減して毎月公表する。

## 第4 関係書類の保存期間及び保存責任者

厚生労働省大臣官房統計情報部長は、作成し又は受領した関係書類等を次の表の区分により保存する。

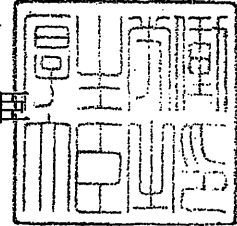
関係書類等	保存期間	保存責任者
調査票等	1年間	厚生労働省大臣官房統計情報部長
調査票及び結果原表を収録した磁気媒体	永年	厚生労働省大臣官房統計情報部長

厚生労働省発統第1225004号

平成19年12月25日

総務大臣殿

厚生労働大臣



患者調査の承認事項の一部変更について（承認申請）

患者調査（指定統計第66号を作成するための調査）の承認事項を別紙のとおりとした  
ので、統計法第7条第2項の規定に基づき承認申請します。

# 患者調査要綱(案)

## 第1 目的、事項、範囲、期日及び方法

### 1 目的

この調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 事項

この調査は、(1)の調査票（別紙様式第1から第7）により、(2)に掲げる事項について行う。

#### (1) 調査票

- ア 病院入院（奇数）票
- イ 病院外来（奇数）票
- ウ 病院（偶数）票
- エ 一般診療所票
- オ 歯科診療所票
- カ 病院退院票
- キ 一般診療所退院票

#### (2) 事項

- ア 性別
- イ 生年月日
- ウ 傷病の状況
- エ 入院外来等の別
- オ 入院期間
- カ 診療費の支払方法
- キ その他前各号に関連する事項

### 3 範囲

#### (1) 対象

全国の医療施設を利用する患者を対象とする。なお、この調査で「患者」とは、医師又は歯科医師の診療を受けた者をいい、「医療施設」とは、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第五条の規定により診療所とみなされたものを含む。）をいう。ただし、保健所を除く。

#### (2) 客 体

病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出



した医療施設を利用した患者を客体とする。

#### 4 期 日

この調査は、昭和59年を最初の調査年とし、以後3年ごとの各年の厚生労働大臣の定める日現在によって行う。ただし、厚生労働大臣が必要と認めた場合には、その中間の時期において臨時の患者調査を行うことができる。

#### 5 方 法

##### (1) 医療施設の管理者

上記3の(2)に規定する二次医療圏別及び都道府県別に層化無作為抽出された医療施設の管理者は、配布された調査票用紙に所定の事項を記入し、その医療施設の所在地を所管する保健所長に提出する。

なお、調査票用紙に代えて電磁的記録による提出も可能とする。

##### (2) 保健所長

保健所長は、医療施設に対して調査票用紙の配布及び調査の趣旨の徹底を図り、医療施設の管理者から受理した調査票を審査整理し、都道府県知事に提出する。

ただし、保健所を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)の保健所長にあつては、市長(特別区長を含む。以下同じ。)に提出する。

##### (3) 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長

保健所を設置する市の市長は、調査票用紙を保健所長へ送付し、保健所長から提出された調査票を審査整理し、都道府県知事に提出する。

##### (4) 都道府県知事

都道府県知事は、保健所を設置する市の市長及び保健所長へ調査票用紙を送付し、提出された調査票を審査整理し、厚生労働大臣に提出する。

## 第2 集計事項及び集計方法

### 1 集計事項

患者調査結果表に掲げる事項とし、医療施設に関する事項の一部は、医療施設統計(指定統計第65号)の結果を使用する。

### 2 集計方法

厚生労働省大臣官房統計情報部において、機械集計の方法により行う。

## 第3 結果の公表の方法及び期日

この調査の結果は、集計完了後速やかに「患者調査」として公表する。

#### 第4 関係書類の保存期間及び保存責任者

厚生労働省大臣官房統計情報部長は、作成又は受領した関係書類等を次の表の区分により保存する。

関係書類等	保存期間	保存責任者
調査票等	1年間	厚生労働省大臣官房統計情報部長
調査票及び結果原表を収録した磁気媒体	永年	厚生労働省大臣官房統計情報部長
調査施設名簿	1年間	厚生労働省大臣官房統計情報部長